

大阪府都市整備部（住宅建築局のぞく）発注工事 における工事一時中止に係るガイドライン（案）

令和8年9月
大阪府都市整備部

目 次

1. 本ガイドラインの目的
2. 工事の一時中止に係る基本フロー
3. 発注者の中止指示義務
4. 工事を中止すべき場合
5. 一時中止の指示・通知
6. 基本計画書の作成
7. 工期短縮計画書の作成
8. 請負代金額又は工期の変更
 - ・ 請負代金額の変更
 - ・ 工期の変更
9. 増加費用の考え方
 - (1) 本工事施工中に一時中止した場合
 - (2) 工期短縮を行った場合
 - (3) 契約後準備工着手前に中止した場合
 - (4) 準備工期間に中止した場合
10. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い
 - ・ 設計書における扱い
 - ・ 事務処理上の扱い
11. 工事の一時中止に伴う増加費用の取扱い
 - (1) 増加費用に関する基本事項
 - (2) 工事一時中止の区分
 - (3) 増加費用の構成等
 - (4) 全体中止と部分中止の積算内容の違い
 - (5) 請求の流れ
 - (6) 基本計画書の作成例
 - (7) 工事請負代金変更請求の作成例①
 - (8) 工事請負代金変更請求の作成例②
 - (9) 工事請負代金変更請求の作成例③
 - (10) 工事請負代金の構成

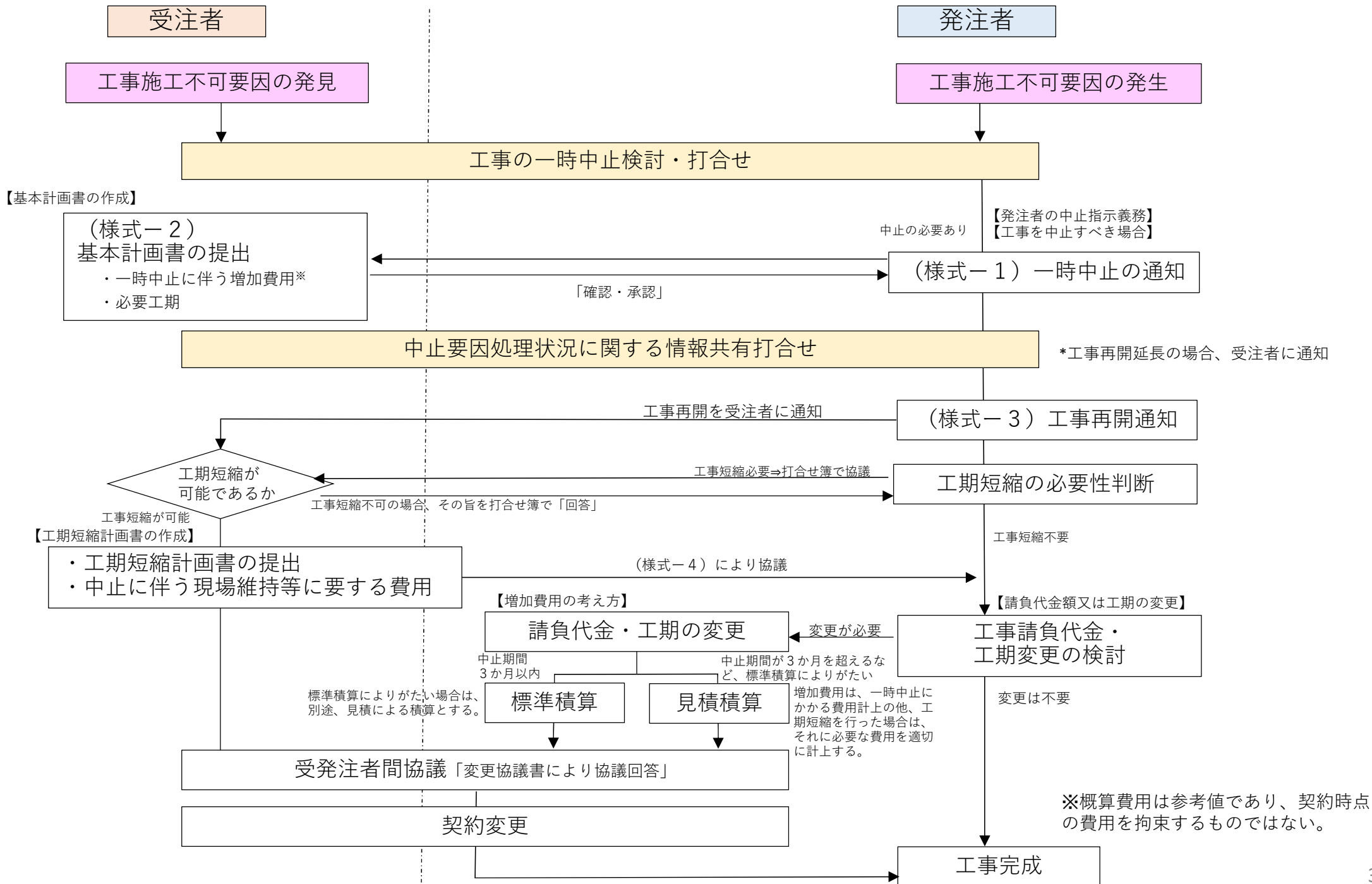
参考資料

変更請負金額算出例

1. 本ガイドラインの目的

- 工事の発注に際しては、地元設計協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本としているが、一部工事では、各種協議の追加や、想定し得なかった条件変更や新たな対応が必要となる事象等により、工事の継続が困難な場合がある。
- 本ガイドラインは、工事の施工途中で受注者の責に帰することができない事由により施工ができなくなった工事については、建設工事請負契約書第20条に基づく、工事の全部又は一部を一時中止する場合の判断や増加費用等の考え方を整理し、発注者及び受注者の適切な対応を行うことを目的としたものである。

2. 工事の一時中止に係る基本フロー



3. 発注者の中止指示義務

- ◆受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。
- ◆受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。

【関係条文：建設工事請負契約書第20条】

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。

◇受注者の帰責事由によらずに工事の施工ができないと認められる場合



◇受注者は、工事を施工する意志があっても施工することができず、工事が中止状態となる



◇このような場合に発注者が工事を中止させなければ、中止に伴い必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われず、負担を受注者が負うこととなる



◇発注者は、工事の中止を受注者に命じ、工期又は請負代金額等を適正に確保する必要がある



◇建設工事請負契約書第16条規定する発注者の工事用地等確保の義務、第18条に規定する施工条件の変化等における手続と関連する

◇このことから、発注者及び受注者の十分な理解のもとに適切に運営されることが望まれる

注) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

※大幅な工期延期とは、建設工事請負契約書（受注者の催告によらない解除権）第51条（2）を準拠して、「第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の2分の1（工期の2分の1が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。」を目安とする。

4. 工事を中止すべき場合

- ◆受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。

【関係条文：建設工事請負契約書第20条】

- ◆上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

①工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合



- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われないため(建設工事請負契約書第16条)施工できない場合
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため(建設工事請負契約書第18条)施工を続けることが不可能な場合…等

②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合



- 「自然的又は人為的な事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。
- 「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる

5. 一時中止の指示・通知

- ◆発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。【関係条文：建設工事請負契約書第20条】
また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権

- ◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。
※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断
- ◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

受注者による中止事案の確認請求

- ◇受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

工事施工不可要因が発生

- ◇受発注者間で、工事施工出来ない要因並びに責任の所在を明確にし、中止を行う必要があるか否か、工事全部又は一部の施工を一時中止とするのかなどについて、**双方の認識に相違が生じないようにするため、双方打合せ※により確認・検討を行うこと。内容について打合せ簿を作成すること**
 - ・中止の必要性、中止のタイプ、
中止対象となる工事内容、範囲、期間 など
- ◇打合せの結果、中止を行う必要があると認められる時には、遡及することなく速やかに工事の中止通知を行う。

※打合せには、
発注者：技術次長・担当課長・監督職員
受注者：監理技術者・現場代理人 出席すること。

5. 一時中止の指示・通知

工事の中止期間

- ◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
- ◇発注者は、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- ◇そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。
- ◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。
- ◇工事を円滑かつ効率的に進めるためには、再開に向け設計や関係機関協議などに漏れないよう万全に期す必要があるため、工事施工が出来ない要因の処理状況について、定期的に受発注者間で情報共有※を行うこと。
- ◇なお、中止予定期間の中頃には、必ず情報共有打合せ※を行い、今後の見通しなど共有すること。情報共有した内容について、打合せ簿を作成すること
- ◇発注者は、必要に応じて、中止期間の延長が必要となった場合には、速やかに通知を行うこと。

※情報共有に関する打合せには、発注者：監督職員、受注者：監理技術者及び現場代理人 の出席をすること。

6. 基本計画書の作成

- ◆工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し協議のうえ、承諾を得るものとする。

【土木工事共通仕様書第1編1-1-16】

※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量などの準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、受発注者間で協議する。

- ◆基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。
- ◆一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。

記載内容

- ◇基本計画書作成の目的
- ◇一時中止時点における工事の出来形※¹、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事
- ◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事
- ◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- ◇工事再開に向けた方策
- ◇工事一時中止に伴う増加費用※²及び算定根拠
- ◇基本計画書に変更が生じた場合の手続き

管理責任

- ◇中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。
- ◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

発注者による確認

- ◇現場の安全確保に関する内容が適正であるか。
- ◇増加費用等が「客観的に必要であるか」と認められるか。
- ◇増加費用及びその算定根拠が適正であるか。

※¹ 必要に応じて、建設工事請負契約書第31条の検査を受ける。

※² 指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。

7. 工期短縮計画書の作成

- ◆発注者は一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。
- ◆受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- ◆協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

記載内容

- ◇工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること
- ◇短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること
- ◇工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

工期の変更

- ◇受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める
- ◇工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う

8. 請負代金額又は工期の変更

◆工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

◇中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。

◇設計図書に制限を受ける期間や工種、影響範囲等を明示している(出水期を含む工期設定等)場合、工事契約後に当初の条件の変更が生じない限り、請負代金額及び工期は原則として変更の対象としない。



請負代金額の変更

◇発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。

◇増加費用

- 工事用地等を確保しなかった場合
- 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

◇損害の負担

- 発注者に過失がある場合に生じたもの
- 事情変更により生じたもの

※増加費用と損害は区別しないものとする

工期の変更

◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。

◇地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。

◇このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

9. 増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に一時中止した場合

■増加費用の範囲

- ◆増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
- ◆増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用とする。

工事現場の維持に要する費用

- ◇中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等
- ◇一時中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

工事体制の縮小に要する費用

- ◇中止時点における工事体制から注した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械機器、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等

工事の再開準備に要する費用

- ◇工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械機器、労務者、技術職員の転入に要する費用等

一時中止により工期延期となる場合の費用

- ◇工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等

工事短縮を行った場合の費用

- ◇工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等
- ◇工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする

※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事

9. 増加費用の考え方

(2) 工期短縮を行った場合

■増加費用の考え方

①工期短縮の要因が発注者に起因するもの・・・・・・・・・・・・・・ 【増加費用を見込む】

例：工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合

②工期短縮の要因が受注者に起因するもの・・・・・・・・・・・・・・ 【増加費用は見込まない】

例：工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合

③工期短縮の要因が自然条件（災害等含む）に起因するもの・・・ 【増加費用を見込む】

例：想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により、工期延期ができない場合。自然災害で被災※を受け、一時作業ができなくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合。

※災害による損害については、工事請負契約書第29条（不可抗力による損害）に基づき対応

■増加費用を見込む場合の主な項目の事例

◇当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用

◇パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用

◇その他、必要と思われる費用

※増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする

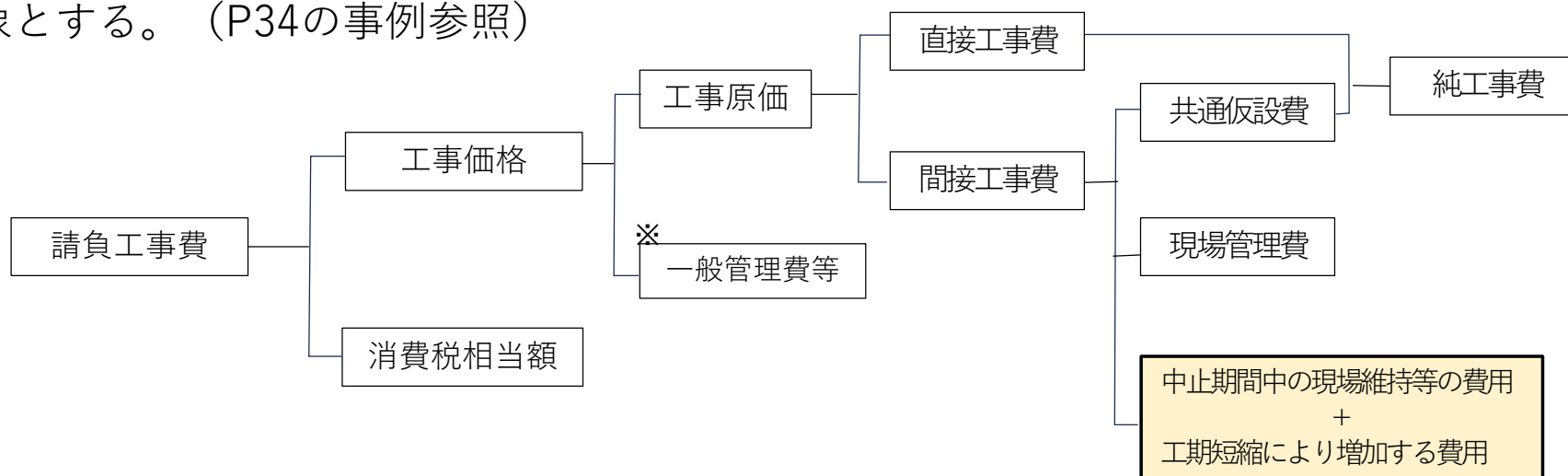
9. 増加費用の考え方

■中止に伴う増加費用の算定

- ◆増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者間で協議して行う。
- ◆増加費用の各構成費目は、原則として、工期延長等に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。
- ◆一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

増加費用等の構成

◇工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。（P34の事例参照）



※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

9. 増加費用の考え方

標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に関する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率項目とする。



積上げ項目

- ◇直接工事費、仮設費、事業損失防止施設費及び技術管理費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用
- 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費等に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用
- 直接工事費、仮設費及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用

など

率で計上する項目

- ◇運搬費
 - 現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
 - 大型機械類等の現場内運搬
- ◇安全費
 - 安全設備等の損料及び維持補修に要する費用
 - 安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）
- ◇役務費
 - 仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金
- ◇社員等従業員給与手当
 - 現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用

など

注）・増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、工期延長等の期間が3ヶ月以内は標準積算により算定し、工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合や道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積もりを求め、受発注者間で協議を行い算定する。

9. 増加費用の考え方

■増加費用の積算

◆増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^{注)}に算定することとし、算定方法は下記のとおりとする。

ただし、中止期間3ヶ月※以内は基本、標準積算により算定し、中止期間が3ヶ月を超える場合や道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。

※標準積算の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが3ヶ月程度までであることから、「中止期間3ヶ月以内」としている。

※見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積（例えば中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積）を徴収する。

注) 増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合）

◇中止期間中の現場維持等の費用（単位円1,000円未満切り捨て）

$$G = d g \times J + \alpha$$

$d g$: 一時中止に係る現場経費率（単位% 少数第4位四捨五入3位止め）

J : 対象額（工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位円1,000円未満切り捨て）

α : 積上げ費用（単位円1,000円未満切り捨て）

一時中止に係る現場経費率（ $d g$ ）

$$d g = A \left\{ \left(J / (a \times J^b + N) \right)^B - \left(J / (a \times J^b) \right)^B \right\} + (N \times R \times 100) / J$$

N : 工期延長等日数（日）ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長等日数

R : 公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

$A \cdot B \cdot a \cdot b$: 各工種毎に決まる係数（別表－1）

9. 増加費用の考え方

別表ー 1 (ガイドライン策定時の係数であり、都度、対象となる積算基準書等を確認のこと。)

工種区分	係数 A							係数 B							係数 a	係数 b
	一般交通影響 無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響 有り(1)	一般交通影響 有り(2)	市街地(DID補 正)	山間僻地及び 離島	一般交通影響 無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響 有り(1)	一般交通影響 有り(2)	市街地(DID補 正)	山間僻地及び 離島		
河川工事	1901.4	—	—	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	-0.3284	—	—	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615
河川・道路構造 物工事	410.4	—	—	453.5	452.4	452.4	413.5	-0.2019	—	—	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057
海岸工事	521.4	—	—	550.7	561.8	561.8	488.2	-0.2306	—	—	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	4.2009	0.2226
道路改良工事	78.9	—	—	87.2	87.0	87.0	79.4	-0.0714	—	—	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611
鋼橋架設工事	4760.3	—	5819.2	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7	-0.3805	—	-0.3793	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	8.9850	0.2036
P C 橋工事	1238.0	—	—	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	-0.2884	—	—	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	0.5348	0.3394
橋梁保全工事	3393.5	—	—	3979.5	3855.9	4318.8	3764.5	-0.3455	—	—	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	1.6260	0.2838
舗装工事	923.0	1754.5	1331.5	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	-0.2725	-0.3002	-0.2837	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817	0.3147
共同溝等工事 (1)	213.2	—	—	247.5	241.0	241.0	232.8	-0.1455	—	—	-0.1480	-0.1468	-0.1468	-0.1496	0.4678	0.3598
共同溝等工事 (2)	314.1	—	—	363.9	354.7	354.7	341.7	-0.1833	—	—	-0.1852	-0.1843	-0.1843	-0.1865	0.0142	0.5399
トンネル工事	1070.6	—	—	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-0.2619	—	—	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	0.1118	0.4194
砂防・地すべり 等工事	275.1	—	—	288.4	295.3	295.3	254.5	-0.1797	—	—	-0.1738	-0.1767	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132
道路維持工事	303.5	362.0	363.4	333.4	333.6	363.7	302.7	-0.1653	-0.1588	-0.1628	-0.1634	-0.1643	-0.1636	-0.1623	1.6840	0.2898
河川維持工事	635.1	—	—	697.2	697.9	697.9	633.0	-0.2406	—	—	-0.2391	-0.2399	-0.2399	-0.2381	8.0310	0.2114
下水道工事(1)	103.2	—	133.3	119.9	116.7	116.7	112.6	-0.0941	—	-0.0975	-0.0966	-0.0954	-0.0954	-0.0981	0.5192	0.3472
下水道工事(2)	282.4	—	333.1	306.7	308.7	308.7	276.7	-0.1811	—	-0.1770	-0.1781	-0.1796	-0.1796	-0.1763	1.1316	0.3060
下水道工事(3)	366.6	—	—	422.5	412.8	412.8	395.6	-0.1891	—	—	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	2.7078	0.2589
下水道工事(4)	186.2	—	225.2	206.0	205.4	205.4	188.0	-0.1419	—	-0.1404	-0.1408	-0.1414	-0.1414	-0.1401	0.6805	0.3202
公園工事	643.6	—	—	715.1	711.5	711.5	654.3	-0.2235	—	—	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739
コンクリートダ ム工事	115.6	—	—	—	—	—	—	-0.0824	—	—	—	—	—	—	0.3392	0.3621
フィルダム工事	91.3	—	—	—	—	—	—	-0.0673	—	—	—	—	—	—	0.1633	0.3963
電線共同溝工事	266.2	323.7	320.4	293.4	293.1	320.0	267.2	-0.1540	-0.1467	-0.1510	-0.1518	-0.1529	-0.1520	-0.1504	0.0035	0.6165
情報ボックス工 事	1338.5	—	—	1523.7	1498.7	1498.7	1413.4	-0.2880	—	—	-0.2881	-0.2881	-0.2881	-0.2881	3.6607	0.2249

9. 増加費用の考え方

(3) 契約後準備工着手前に一時中止した場合

- ◆契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態
で測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、
工事の一時中止を受注者に通知する。



◇基本計画書の作成

- 建設工事請負契約書の工事用地の確保等第16条2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
- このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

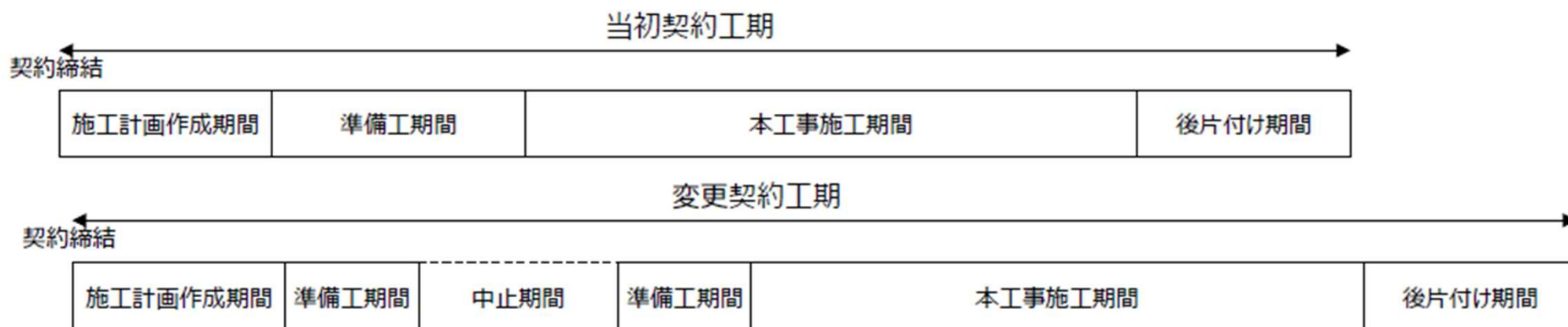
◇増加費用

- 一時中止に伴う増加費用は計上しない。

9. 増加費用の考え方

(4) 準備工期間に一時中止した場合

- ◆準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇基本計画書の作成

- 受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要に応じて概算費用を記載※した上で、その内容について発注者と協議し同意を得る。

※概算費用は、請求する場合のみ記載する。

※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

◇増加費用

- 増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。
- 増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。
- 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。
（積算は受注者から見積を求め行う。）

10. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

■増加費用の設計書における取扱い

- ◆増加費用は、工事の設計書の中に「工期延長等に伴う現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上する。
- ◆ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費、及び変更契約額とみなす。

■増加費用の事務処理上の取扱い

- ◆増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない、更改契約するものとする。
- ◆増加費用は、受注者の請求があった場合に負担する
- ◆増加費用の積算は、速やかに受発注者が協議して行う。

* 増し分費用の積算に係る受発注者協議は、工事再開後の契約変更協議を円滑に進めるため、工事中止に係る通知後、再開までの間に可能な範囲内で速やかに協議を行い、必要に応じて工事再開前にも契約変更を行うこと。

10. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

■増加費用の項目と内容

増加費用の費目と内容

増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

(1) 現場における増加費用【積上又は率により計上】

イ 材料費

①材料の保管費用

工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

②他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用

ロ 労務費

①工事現場の維持等に必要な労務費

作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。

ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

②他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

10. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

二 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て・解体費、管理費を含む。）

b 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

ホ 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の工期延長等に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）

③ 工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

ヘ 運搬費

① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

工期延長等の要因発生時点に現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上

10. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工期延長等されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ト 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

① 既存の安全設備に係る費用

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

ヌ 役務費

① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

10. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

② 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る工期延長等期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の工期延長等期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における工期延長等期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

力 社員等従業員給料手当

工期延長等期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用

- ①元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用
- ②工期延長等の要因発生時点に現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用

10. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

④ 工期延長等となることにより追加で生じる従業員に支給する給料手当の費用

ヨ 労務管理費

① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

工期延長等によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが貸金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

② 解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

タ 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間中の費用

レ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用

(2) 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

(3) 消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

11. 工事の一時中止に伴う増加費用の取扱い

(1) 増加費用に関する基本事項

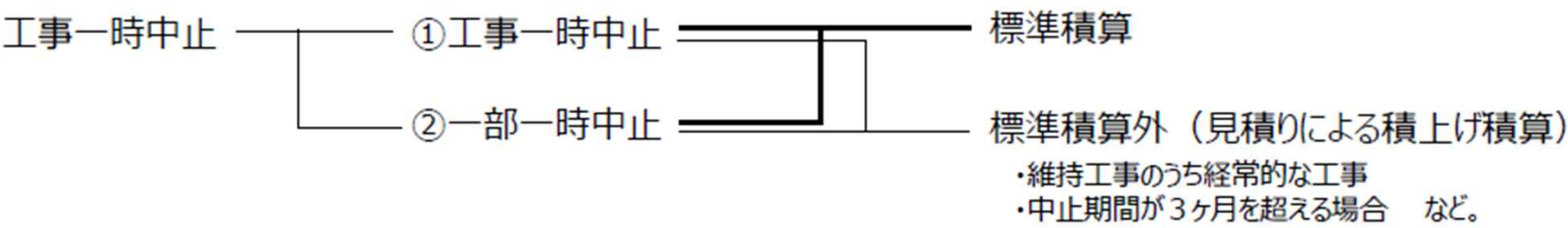
対象工事	工事請負契約書第20条第3項 工事の施工を一時中止させた場合において、受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは、受注者に損害を及ぼしたとき。
増加費用として積算する範囲	○工事現場の維持に要する費用 ○工事体制の縮小に要する費用 ○工事の再開準備に要する費用 ○中止により工期延長となる場合の費用
増加費用の算定	増加費用の算定は、<u>受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者間で協議して行う。</u> 各構成費目は、原則として、工期延長等に要した費目の内容について積算するものとし、再開以降の工事にかかる増加費用については、従来どおり設計変更を行うものとする。 中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負金額及び工期の変更を行う。

11. 工事の一時中止に伴う増加費用の取扱い

(2) 工事一時中止の区分

■工事請負契約書第20条「一時中止」と「一部一時中止」

- ・工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨等、自然的又は人為的な事象であって、受注者の責に帰すことができないものにより、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知することとされている。
- ・工事の一時中止には、①工事の全部を中止する場合（一時中止）、②工事の一部を中止する場合（一部一時中止）があり、契約上の取扱いや、増し分費用の計上方法が異なる。

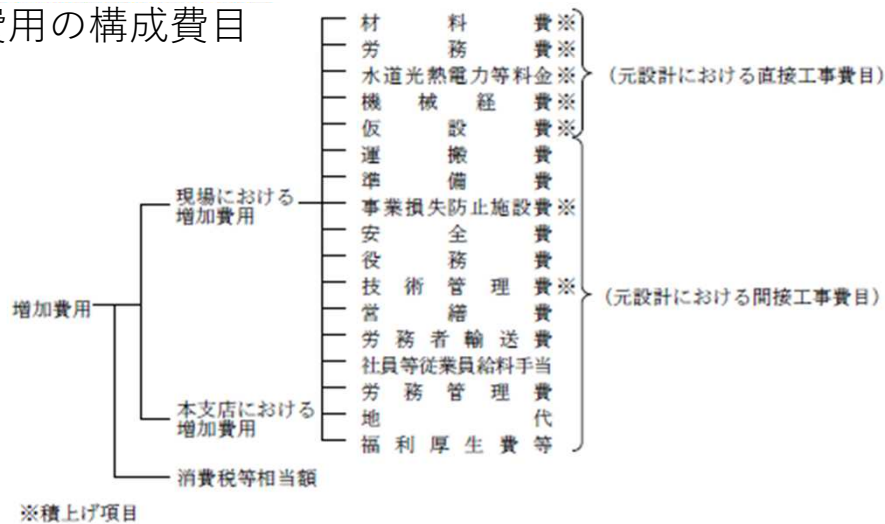


	一時中止（工事全体の中止）	一部一時中止
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分（中止通知の際に図面等に中止箇所を示す）
技術者の選任	工事を全面的に一時中止している期間は専任を要しない	工事施工期間は専任が必要
契約解除できる時期 （建設工事請負契約書第51条(2)）	中止期間が工期の10分の5を超えるとき （工期の10分の5が6月を超える時は6月）	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後、3月を経過しても、なお、その中止が解除されないとき
工期変更	原則として、中止期間分を工期延長することが考えられる	一部一時中止に伴う影響期間について工期延長する

11. 工事の一時中止に伴う増加費用の取扱い

(3) 増加費用の構成等

■増加費用の構成費目



■率計上項目における標準計算式 (3ヵ月以内)

- 標準計算式では、増加費用表のうち、 で着色する項目の費用を算出しているもの(積上げ項目は別途算定が必要)
- 施工着手後に、一部中止又は部分中止に伴う工期延長等が生じた場合に適用する。標準積算内容と現場維持等に要する内容に乖離がある場合は、受発注者間で協議する。

■増加費用表

※積上げ項目

材料費※	①材料の保管費用 ②他の工事現場へ転用する材料の運搬費 ③直接工事費に計上された材料の損料等
労務費※	①工事現場の維持等に必要な労務費※作業を伴わない作業員の費用は原則計上しない。 ②他職種に転用した場合の労務費差額
水道光熱電力等料金※	現場に設置済の施設を現場の維持のため、指示あるいは協議により再開までの間に稼働(維持)させるために要する水道光熱電力等の費用
機械経費※	①工事現場に存置する機械の存置費用、運転費用
仮設費※	①仮設諸機材の損料 ②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用 ③工期延長等となることにより生じる仮設諸機材の損料等に要する費用
運搬費	①工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 ②大型機械類等の現場内運搬
準備費	通常の準備作業を超える工事現場の跡片付け、再開準備に要する費用で、指示あるいは協議により必要と認めたものに係る費用
事業損失防止施設費※	仮設費に準じて積算した費用
安全費	①既存の安全設備に係わる費用 ②新たな工事現場の維持等に要する安全費
役務費	①プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料 ②電力水道等の基本料
技術管理費※	原則として計上しない。ただし、元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められるものがある場合は、仮設費に準備して積算した費用
営繕費	元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等に認められる営繕施設の維持費、補修費等
労務者輸送費	元設計が、営繕費・労務者輸送費を区分して積算している場合において、協議により認められた労務者を一括通勤させる場合の費用
社員等従業員給料手当	工期延長等期間中等の工事現場の維持等のため、協議により認められた費用
労務管理費	①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用 ②解雇・休業手当を払う場合の費用
地代	現場管理費の内、営繕費に掛かる敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の費用
福利厚生費等	現場管理費の内、現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用

【標準計算式】

- 中止期間中の現場維持等の費用(円単位1,000円未満切り捨て)

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg: 一時中止に係る現場経費率(%単位 少数第4位四捨五入3位止め)

J: 対象額(工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費)

(円単位1,000円未満切り捨て)

α: 積上げ費用(円単位1,000円未満切り捨て)

- 工期延長等に伴い増加する現場経費率(dg)

$$dg = A \{ (J / (a \times J^b + N))^{B-1} - (J / (a \times J^b))^{B-1} \} + (N \times R \times 100) / J$$

N: 工期延長等日数(日) (受注者の責めに帰す場合は除く)

ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長等日数

R: 公共工事設計労務単価(土木一般世話役)

A・B・a・b: 各工種毎に決まる係数

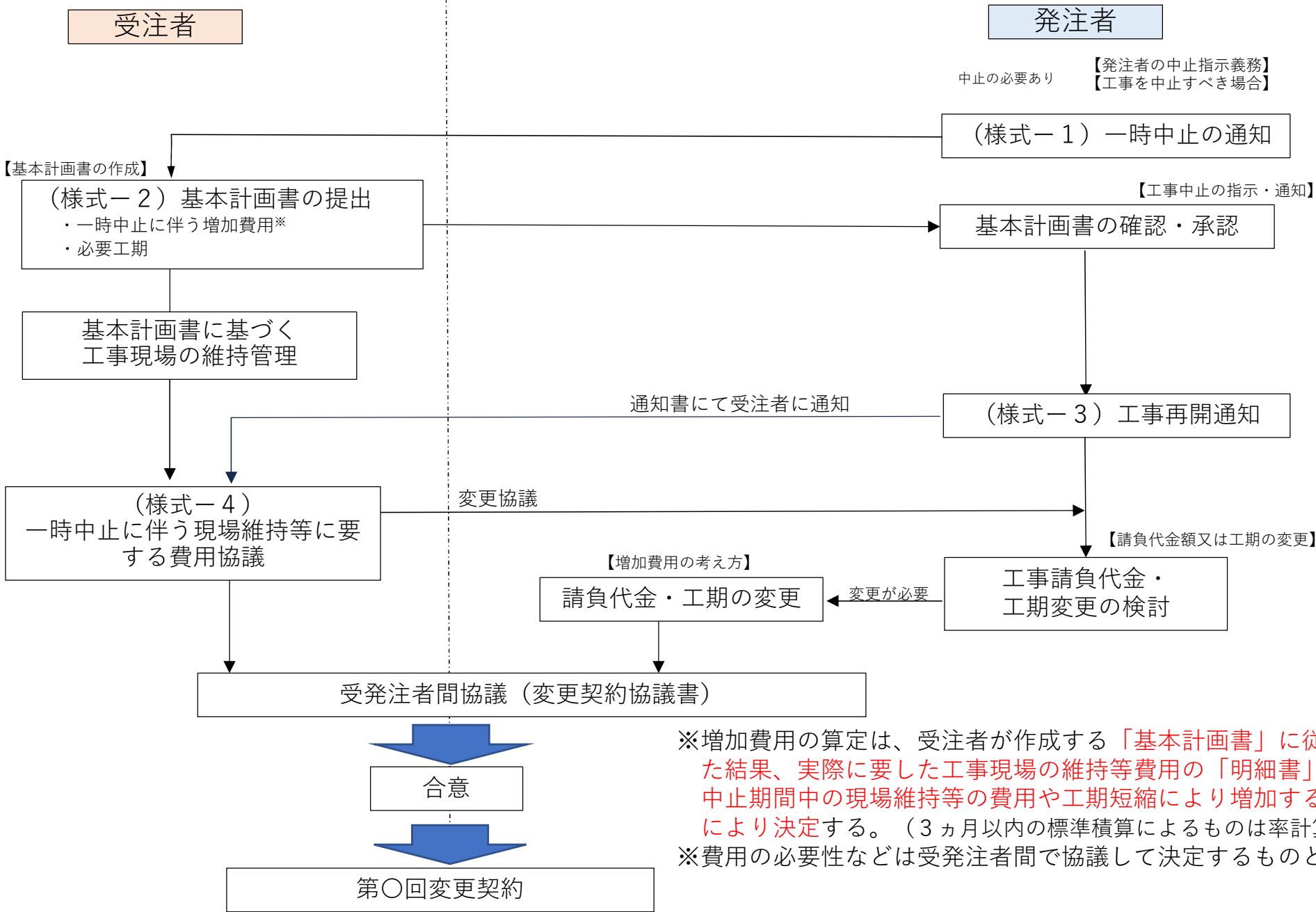
11. 工事の一時中止に伴う増加費用の取扱い

(4) 全体中止と部分中止の積算内容の違い

	3ヶ月以内の場合	3ヶ月を超える場合
（工事全体が中止） 一時中止	A工種 準備工 B工種 一時中止 N=中止期間 ➤ 率計上項目は、標準計算式より計上。 ➤ 積上げ項目は、現場維持等に必要と認められる内容に要する費用を、受注者からの見積を元に受発注者間で協議を行い算定する。	工期末 → 変更工期末 ➤ すべての項目（率計上及び積上げ）で、現場維持等に必要と認められる内容に要する費用を、受注者からの見積を元に受発注者間で協議を行い算定する。
一部一時中止	■ 一部中止に伴う工期延長が必要となる場合 A工種 準備工 B工種 一部一時中止 ➤ 率計上項目は、標準計算式より計上。 ➤ 積上げ項目は、現場維持等に必要と認められる内容に要する費用を、受注者からの見積を元に受発注者間で協議を行い算定する。 ■ 一部中止に伴う工期延長がない場合 A箇所 準備工 B箇所 一部一時中止 ➤ B箇所の現場維持等に必要と認められる内容に要する費用を、受注者からの見積を元に受発注者間で協議を行い算定する。	工期末 → 変更工期末 N=工期延長期間 ➤ すべての項目（率計上及び積上げ）で、現場維持等に必要と認められる内容に要する費用を、受注者からの見積を元に受発注者間で協議を行い算定する。
	□ 部分中止している範囲が、工程上どのようなものなのか・他工種の増工に伴う工期延長なども踏まえ、工期延長期間を算定すること。	

11. 工事の一時中止に伴う増加費用の取扱い

(5) 請求の流れ



※増加費用の算定は、受注者が作成する「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持等費用の「明細書」を確認し、中止期間中の現場維持等の費用や工期短縮により増加する費用は見積により決定する。（3ヵ月以内の標準積算によるものは率計算による）
※費用の必要性などは受発注者間で協議して決定するものとする。

11. 工事の一時中止に伴う増加費用の取扱い

(6) 基本計画書の作成例

〇〇〇電線共同溝工事

基本計画書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇株式会社 〇〇支店

目次

1. 中止時点における体制等

(1) 中止する工種の出来高

(2) 職員の体制

(3) 労務者数

(4) 搬入済の材料

(5) 搬入済みの建設機械器具等

2. 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する

こと

3. 中止期間中の工事現場の維持・管理に関する

こと

(1) 職員の体制、労働者数（必要な場合のみ）

(2) 現場点検の実施方法

(3) 天災等緊急時の対応

(4) 中止期間中の実施作業

(現地調査等必要な業務内容を記載)

(5) 現場に存置が必要な建設機械器具等（必要な

場合のみ）

(6) 運転が必要な建設機械器具等（必要な場合の7

み）

4. 中止した工事現場の管理責任に関する

こと

5. （必要に応じ）増加費用にかかる参考見積

作成例

5. 工事一時中止期間中の工事現場の維持・管理に関する

こと

(1) 工事現場の維持・管理

工事中止の対象となる範囲は、未着手である。

しかし、大雨などの異常気象の発生が予想される場合は、事前に巡回・点検を実施するとともに、必

要な対策を講ずるものとする。

地震および台風・大雨などの後は、その都度、巡回・点検を実施し、異常があった場合は、主任監督

員に速やかに報告のうえ、協議を行った後、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 緊急時の対応

大雨、出水、強風、地震等の異常気象で災害発生の恐れがある場合、下記の組織編成で緊急体制に入

り、必要に応じて現場内の警戒パトロールを実施する。また、隣接工事現場との緊密な情報交換を行い、

非常時における臨機応変の措置を定める。

災害体制表

災害対策部長：●●●●

情報連絡係：●●●●

現地対策係：●●●●

総務係：●●●●

現場巡回班：●●●●

異常気象の目安

災害の種類	基 準
地震	震度階級4以上
台風	台風に起因した大雨情報、洪水警報又は暴風警報の発表
雨	大雨警報発表（記録的短時間大雨警報発表） 又は時間雨量20mm以上
河川増水	洪水警報発表、上流ダム情報
風	暴風警報及び暴風雪警報発表

作成例

3. 中止期間中の体制

中止期間中の体制は以下の通りです。

現場代理人・・・常 駐

監理技術者・・・非専任

施工担当者・・・代理人及び監理技術者が対応できない業

務が発生した場合、〇〇〇出張所と協議

のうえ、社員を増員します。

また、別紙現場組織表・安全衛生管理組織に記載した担当者1は、

担当を免除せず、業務が発生した都度、役割を果たすこととする。

現場作業が無い、又は、非専任の場合は、給与等の請求はできない

中止期間中の業務内容を明記

中止期間中の現場体制を明記

一時中止に伴う増し分費用の基礎資料

11. 工事の一時中止に伴う増加費用の取扱い

(7) 工事請負代金変更請求の作成例①

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり					
工 事 名	〇〇〇〇〇電線共同溝工事				
工事場所	自) 〇〇県〇〇市〇〇 至) 〇〇県〇〇市〇〇				
当初工期	自) 平成〇〇年〇〇月〇〇日	一時中止期間	自) 平成〇〇年〇〇月〇〇日	至) 平成〇〇年〇〇月〇〇日	
	(750日間)		(129日間)		
当初契約金額	¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇		税抜契約金額	¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	
増加金額	¥ 3,629,624		税抜増加金額	¥ 3,456,785	
〇〇〇〇株式会社 〇〇支店					

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり						
工事名	〇〇〇〇〇電線共同溝工事					
	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
一時中止に伴う増し分費用		式	1		3,456,785	
(1) 現場管理費		式	1		3,456,785	
・従業員給料手当		式	1		3,094,485	
現場代理人		月	4.3	506,809	2,179,279	
監理技術者		月	1.3	704,005	915,207	
・福利厚生費		式	1		35,498	
・事務用品費		式	1		50,935	
・通信交通費		式	1		112,835	
・現場事務所費		式	1		163,032	
合計					3,456,785	

- ※見積に対する妥当性の確認ができる証明書類の提出が必要
なお、証明書類とは契約書、請求書、領収書などその他第三者が証明する書類をいい、原則見積は証明書類として取り扱わない。
- 例えば)
- (1) 現場代理人等の給料について
 - ①当該現場での作業内容
 - ②給与等の内訳書
 - ③給与明細等の資料
 - (2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について
 - ①経費別支払調書
 - ②事務用品の証明書類の提出
 - ③経費支払い集計調書

提出書類を発注者が精査した上、妥当性の確認ができた項目を積み上げる（例では、全て確認できた場合、1,000 円未満を切り捨てた3,456,000 円を増加費用として計上）

11. 工事の一時中止に伴う増加費用の取扱い

(8) 工事請負代金変更請求の作成例②

■現場代理人等給料について

①当該現場での作業内容

報告書 ● 月

月	日	曜日	作業の内容
○年 ○月	1	金	工事の一次中止指示
	2	土	
	3	日	
	4	月	現地調査(現地測量)
	5	火	現地調査(現地測量)
	6	水	現地調査(現地測量)
	7	木	現地調査(現地測量)
	8	金	現地調査(現地測量)
	9	土	
	10	日	
	11	月	現地調査(現地測量)
	12	火	現地調査(現地測量)
	13	水	現地調査(支障物等の確認)
	14	木	現地調査(支障物等の確認)
	15	金	現地調査(支障物等の確認)
	16	土	
	17	日	
	18	月	現地調査(支障物等の確認)
	19	火	現地調査(支障物等の確認)
	20	水	現地調査(支障物等の確認)
	21	木	現地調査(試掘の立会)
	22	金	現地調査(試掘の立会)
	23	土	
	24	日	
	25	月	特殊部位置の確認(現地照査)
	26	火	特殊部位置の確認(現地照査)
	27	水	道路調整会議(占用企業者)
	28	木	現地調査(試掘の立会)
	29	金	特殊部位置の確認(現地照査)
	30	土	
	31	日	

②給与明細等の資料（各月の給与明細書、前年の源泉徴収票等）

給与明細書

20●●年●月分

姓名	学号	院系

勤怠	出勤日数				
	出勤時間	深夜時間			
支給	基本給	賞与手当	夜勤手当		
	通勤手当	住宅手当	扶養手当	超勤休日手当	その他
支給	健康保険料	介護保険料	厚生年金料	雇用保険料	
	所得税	住民税			その他

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

[illegible]

※別途エクセル等にまとめる必要はない。

※個人情報等を非開示（黒で塗りつぶす）

※給与水準が確認できるように

11. 工事の一時中止に伴う増加費用の取扱い

(9) 工事請負代金変更請求の作成例③

■福利厚生費、通信交通費、営繕費について

- ①経費別支払調書（令和〇〇年〇月分）
- ②事務用品費の証明書類の提出

税抜き金額				
項目	細別	支払先	金額	備考
事務用品費				
	コピー代	〇〇〇〇(株)	37,000	
通信交通費				
	連絡車	(株)〇〇〇〇	26,300	
現場事務所				
	レンタルハウス	〇〇〇〇(株)	38,000	
合 計			101,300	

〇〇〇株式会社 創中 平成〇〇年〇月〇日

住所 〇〇県〇〇市〇〇

〇〇〇株式会社 印

012-345-6789

印刷/明細書	1	6	¥37,750
領収書			¥37,750
消費税			¥1,550

※〇〇株式会社使用済 記入しないでください

※〇〇株式会社使用済 記入しないでください

③経費支払 集計調書

	福利厚生費	事務用品費	通信交信費	現場事務所
〇月	7,850		26,300	38,000
〇月			26,300	38,000
〇月	27,648		26,300	38,000
〇月		37,000	26,300	38,000
〇月(9日分)		13,935	7,635	11,032
合計	35,498	50,935	112,835	163,032

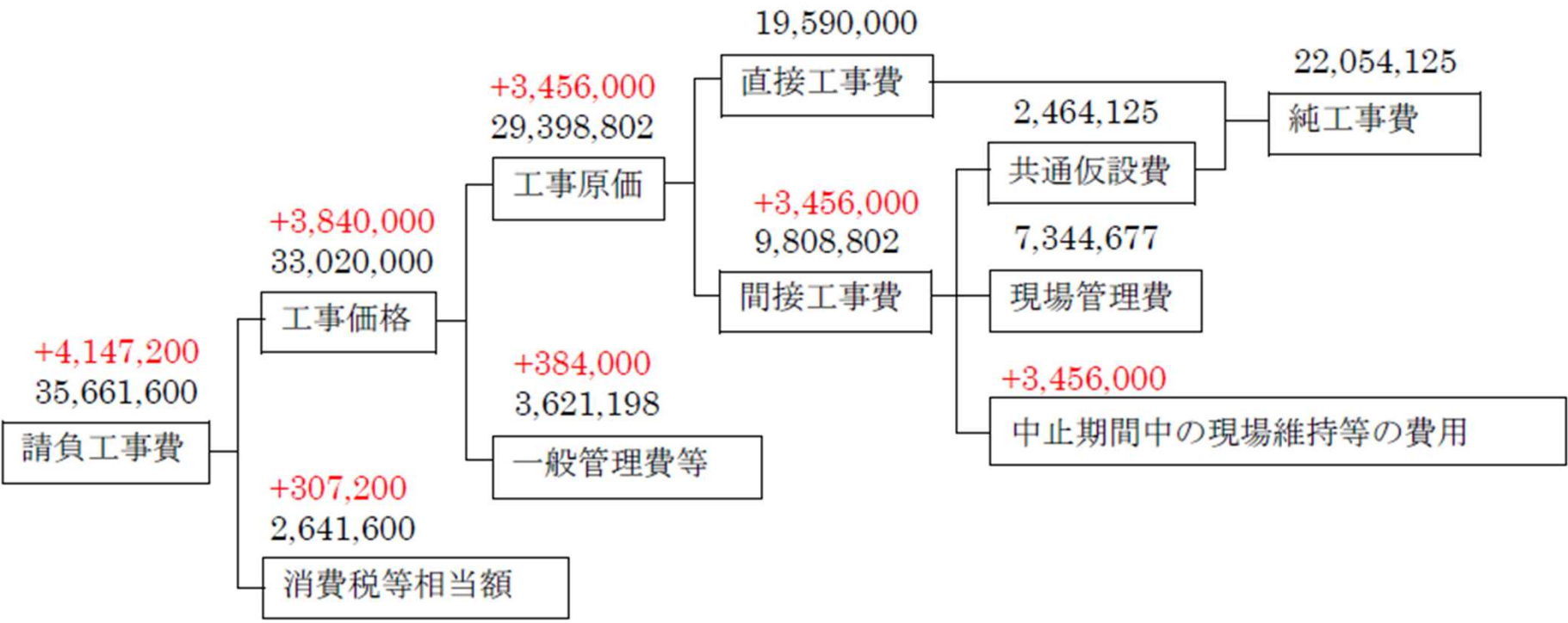
11. 工事の一時中止に伴う増加費用の取扱い

(10) 工事請負代金の構成

増加費用等の構成

- ・中止期間中の現場維持等に要する費用は工事原価に含めて計上し、一般管理費等の対象とする。
- ・積み上げ計上費用には、請負比率は考慮しないものとする。
- ・増加費用等についての変更契約は、工事再開後に行う。

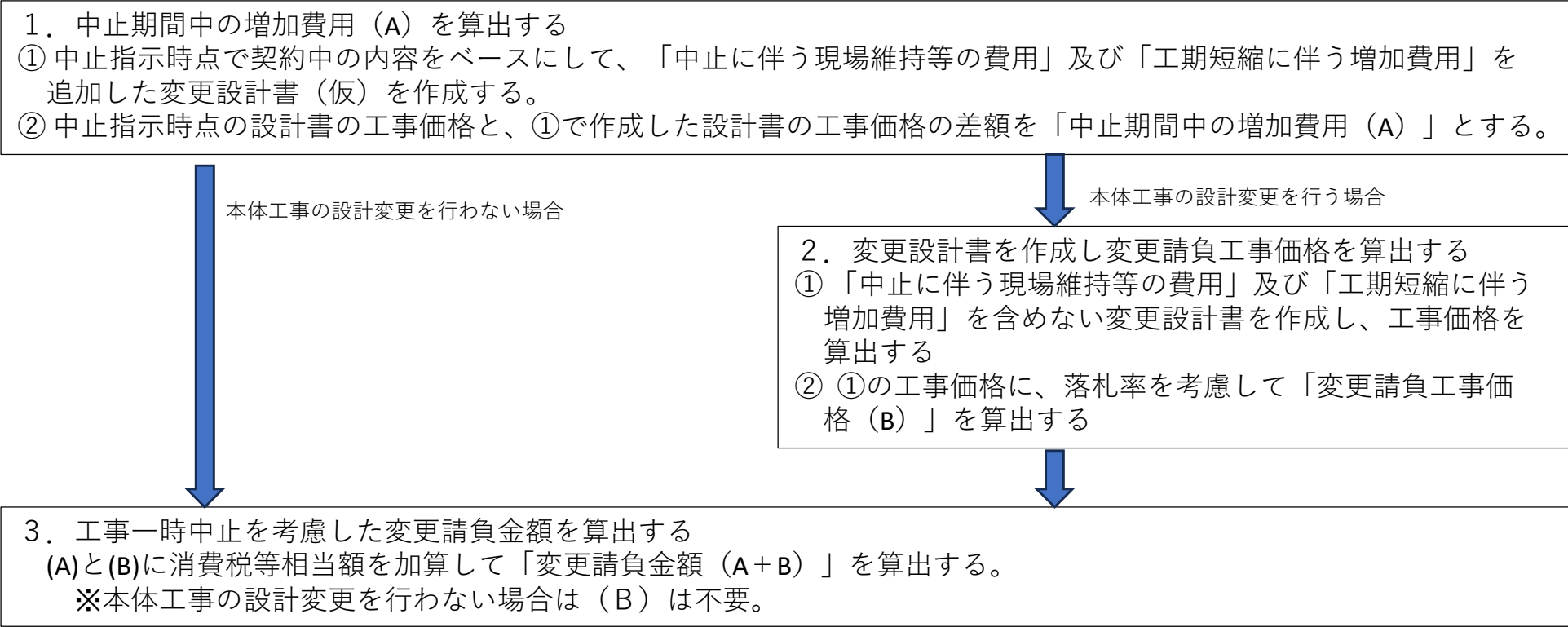
【増額費用の計算例】
中止期間が3ヶ月を超える場合 赤字は増額金額



『工期延長等に伴う現場維持費』には、請負比率を考慮しない。

参考資料 変更請負金額算出例

(1) 作成フロー



(2) 金額イメージ

		当初設計	変更設計	差引増減	備考
請負金額	請負工事価格	27,000,000	28,800,000	1,800,000	落札率を考慮する
	一時中止費用		1,500,000	1,500,000	落札率を考慮しない
	消費税等相当額	2,700,000	3,030,000	330,000	
	請負金額	29,700,000	33,330,000	3,630,000	変更契約額
設計金額	工事価格	30,000,000	32,000,000	2,000,000	
	一時中止費用		1,500,000	1,500,000	
	消費税等相当額	3,000,000	3,350,000	350,000	
	工事費計	33,000,000	36,850,000	3,850,000	

一時休止に関連しない変更設計
+
一時休止に伴う増加費用
のケース

参考資料 変更請負金額算出例

(3) 工事一時中止を考慮した設計書の構成イメージ

